

令和８年度 旧田口小学校解体工事 現場説明書		
1	工 事 名 称	令和８年度 旧田口小学校解体工事
2	敷 地	佐久市田口３０００－１
3	工 事 概 要	解体工事 一式 校舎（管理棟・普通教室棟）：鉄筋コンクリート造２階建 延床面積３，１４７㎡ 屋内運動場：鉄筋コンクリート造２階建 延床面積１，１１１㎡ プール：約１，９００㎡ モニュメント、バックネット、石碑・標石ほか構造物 校舎跡地等：良質土による埋め戻し プール跡地：碎石敷き込み
4	注 意 事 項	(1) 校舎及び屋内運動場等が存在する場所は、国史跡指定地内であることから、工事関係車両が通行する箇所には鉄板等により養生を行うこと。また、各構造物の除却に際しては史跡を損傷させることのないよう慎重に行うこと。 また、基礎抜き取り時には埋蔵文化財担当職員の立会を要する。その際は担当職員指示に従い、基礎埋没箇所以外に掘削が及ばないように十分に配慮すること。 なお、工事中に遺構が発見された場合は、遺構保存のため工法について別途協議を行うこと。 (2) 観光客等も周辺を通行するので、安全には十分注意すること。仮設計画、工程作成に先立ち、監督職員及び工事監理者と打合せを行うこと。 (3) 近隣には保育園・児童館があるため送迎時間帯の大型工事用車両の搬出入は極力控えること。止むを得ず大型工事用車両の搬出入を行う際は交通誘導員を適宜適切に配置し、園児・児童・保護者の通行の安全に十分に配慮すること。 (4) 近隣の住民等に工事について協力を依頼し、トラブルが発生しないよう配慮すること。 また、通行人に対しての安全についても配慮すること。 (5) 現場進入口は安全に通行出来るよう整備するとともに、工事現場周辺に仮囲い及び通路養生を行い、作業員及び第三者の安全はもちろんのこと、騒音、ほこり、土砂等で支障がないよう十分注意すること。また、当工事現場の砂等が近隣の住居等に吹込まないよう、必要に応じ対策を行うこと。 なお、施工者は互いに協力し安全管理に細心の注意を払うとともに、安全上必要な仮設については、請負代金の範囲内において設置すること。 (6) 工事用車両等の通路は請負者の責任において整備を行うこと。また、工事車両等の通行により問題が生じた場合は、請負者の責任において対処すること。 (7) 工事着手前に現場及び周辺の写真を撮り、工事中及び竣工後に工事の影響で不具合が生じた場合は現状に回復すること。 (8) 保険の期間については、工期プラス１ヶ月程度加入のこと。なお、保険の種類は特記仕様書に記載しているので確認すること。

	(9)	建退共に加入し契約締結後１ヶ月以内に掛金収納書（又は理由書）を提出すること。 なお、工事契約後は必要枚数分の共済用紙を購入し、原則として現物支給とすること。
	(10)	本工事における交通誘導員は、交通誘導員Ａを配置すること。安全体制を十分に協議し、関係機関との調整を行い、計画書を提出すること。 なお、自社の従業員で誘導を行う場合は、警備業法１４条で規定する以外のものとし、安全教育、安全訓練等を十分に行うこと。この場合は交通誘導員Ｂを配置しているものとみなし、協議のうえで変更する。
	(11)	本工事の共通仮設費および現場管理費（率計算分）は、実工事期間（１２ヶ月）をベースに積算しています。
	(12)	本工事の解体対象施設は令和８年１０月現在、行政財産として共用中であるため、用途廃止手続きを行う予定としている。（令和８年１２月予定） そのため、解体は用途廃止手続きの完了後の着手とする。